介護医療院の施設基準(イメージ案)

		介護療養病床(病院) 【療養機能強化型】	介護医療院	介護老人保健施設
		指定基準	指定基準	指定基準
施設設備	診察室	各科専門の診察室	医師が診察を行うのに適切なもの	医師が診察を行うのに適切なもの
	病室・ 療養室	定員4名以下、床面積6.4m²/人以上	定員4名以下、床面積8.0m²/人以上 ※転換の場合、大規模改修まで 6.4m²/人以上で可	定員4名以下、床面積8. 0m²/人以上 ※転換の場合、大規模改修まで 6. 4m²/人以上で可
	機能訓練 室	40m²以上	40 m²以上	入所定員1人あたり1m ² 以上 ※転換の場合、大規模改修まで緩和
	談話室	談話を楽しめる広さ	談話を楽しめる広さ	談話を楽しめる広さ
	食堂	入院患者1人あたり1m2以上	入所定員1人あたり1m2以上	入所定員1人あたり2m2以上
	浴室	身体の不自由な者が入浴するのに適したもの	身体の不自由な者が入浴するのに適したもの	身体の不自由な者が入浴するのに適したもの
	レクリエーショ ンルーム		十分な広さ	十分な広さ
	その他 医療設備	処置室、臨床検査施設、エックス線装置、調剤 所	処置室、臨床検査施設、エックス線装置、調剤 所	(薬剤師が調剤を行う場合:調剤所)
	他設備	給食施設、その他都道府県の条例で定める施 設	洗面所、 便所、 サービスステーション、 調理室、 洗濯室又は洗濯場、 汚物処理室	洗面所、 便所、 サービスステーション、 調理室、 洗濯室又は洗濯場、 汚物処理室
構造設備	医療の 構造設備	診療の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガス に関する構造設備、放射線に関する構造設備	診療の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガス に関する構造設備、放射線に関する構造設備	
	市下	廊下幅: 1.8m、中廊下は2.7m ※経過措置 廊下幅: 1.2m、中廊下1.6m	廊下幅: 1.8m、中廊下の場合は2.7m ※転換の場合 廊下幅:1.2m、中廊下1.6m	廊下幅: 1.8m、中廊下の場合は2.7m ※転換の場合 廊下幅: 1.2m、中廊下1.6m
	耐火構造	(3階以上に病室がある場合) 建築基準法に基づく主要構造部:耐火建築物	原則、耐火建築物(2階建て又は平屋建てのうち特別な場合は準耐火建築物) ※転換の場合、特例あり	原則、耐火建築物(2階建て又は平屋建てのうち特別な場合は準耐火建築物) ※転換の場合、特例あり